**平成２１年（フ）第２６６号**
鹿児島県日置市吹上町中原2366番地６
債務者　古川　善紀
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第２８２号**
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目14番31号
債務者　渡邉　耕次
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第２９９号**
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目14番地８
債務者　山下　勇人
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３２０号**
鹿児島県鹿児島市吉野町3925番地１レジデンスＮＴ201号
債務者　髙橋　大介
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３２７号**
鹿児島県鹿児島市犬迫町5986番地４、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市小松原１丁目24番３号
債務者　九町　雄二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３３６号**
鹿児島県鹿児島市光山２丁目１番72号坂之上ハイツ503号
債務者　平峯里恵子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３４２号**
鹿児島県日置市日吉町日置11348番地２
債務者　尖　みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３６０号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目42番16号
債務者　井上　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３６１号**
鹿児島県鹿児島市西田３丁目22番５号西田アパート202号
債務者　森永　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３９８号**
鹿児島県鹿児島市和田２丁目32番６号セジュール内田Ａ棟202号
債務者　奥　惠美子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第４４４号**
鹿児島県鹿児島市松原町13番15号シャトーグリンウッド503
債務者　川添　由美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第４４８号**
鹿児島県鹿児島市易居町６番19号ＭＲハイツ505号
債務者　八下田佳子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第４５６号**
鹿児島県鹿児島市上之園町33番地11西村ビル302号
債務者　杉安　賢一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第１２１号**
鹿児島県霧島市隼人町住吉1680番地３　サウスヴリーズ隼人105
債務者　松木　靖代
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２１年（フ）第１２７号**
鹿児島県霧島市隼人町住吉1144番地　住吉団地14棟102号
債務者　竪山　清美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２１年（フ）第１９２号**
北海道苫小牧市北栄町２丁目５番地の10　サンハイツ205号
債務者　河村　州慶
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第１６６号**
山梨県南巨摩郡増穂町最勝寺1345番地の17
債務者　秋山　絵梨
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係